



発行者：一般社団法人 板橋産業連合会 ☎ 03-3962-0131  
東京都板橋区仲宿54-10 板橋産連会館  
公式ホームページ URL : <https://itabashisanren.org>

2024年9月1日  
第1276号

## 東京都最低賃金の動向

東京都最低賃金  
50円引上げへ

最低賃金  
引上げ



## Press Release

〈東京労働局〉

### 東京都最低賃金の50円引上げを答申

東京地方最低賃金審議会（会長 都留 康）は、東京労働局長（局長 富田 望）に対し、東京都最低賃金を50円引き上げて、時間額1,163円に改正するのが適当であるとの答申を行いました。

〈経緯等〉

- ・本年7月1日、東京労働局長から東京地方最低賃金審議会に対し諮詢を行った東京都最低賃金（地域別最低賃金）の改正について、同審議会は審議の結果、8月5日、現行の最低賃金の時間額1,113円を50円引き上げ（引上げ率4.49%）て、1,163円に改正することが適当である旨の答申を行いました。  
効力発生の日は、令和6年10月1日の予定です。
- ・この「50円」の引上げ金額は、中央最低賃金審議会の「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」において示された目安どおりの金額です。
- ・東京労働局としては、この答申を踏まえ、本年度の東京都最低賃金の改正に係る手続を進めてまいります。



## 育児・介護休業法等が改正されます～令和7年4月1日から段階的に施行～

今回の改正ポイントは①子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、②育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、③介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等です。東京労働局公式YouTubeチャンネルでは、ショート動画『育介法1分NEWS！』で改正法の最新情報を随時発信しています。東京労働局改正法特設ページとあわせてご活用ください。

東京労働局公式  
YouTubeチャンネル



東京労働局  
改正法特設ページ



【問合せ先】東京労働局 雇用環境・均等部 指導課 ☎ 03(3512)1611

## 育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法 改正ポイントのご案内

### I : 育児・介護休業法の改正ポイント

#### ① 柔軟な働き方を実現するための措置等が事業主の義務になります

施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日

- 3歳以上、小学校就学前の子を養育する労働者に関する柔軟な働き方を実現するための措置
  - 事業主が選択した措置について、労働者に対する個別の周知・意向確認の措置
    - ・事業主は、・始業時刻等の変更
      - ・テレワーク等（10日／月）
      - ・保育施設の設置運営等
      - ・新たな休暇の付与（10日／年）
      - ・短時間勤務制度
- } フルタイムでの柔軟な働き方  
※ テレワーク等と新たな休暇は、原則時間単位で取得可とする。詳細は省令の中から2以上の制度を選択して措置する必要があります。（※各選択肢の詳細は省令等）
- ・労働者は、事業主が講じた措置の中から1つを選択して利用することができます。
  - ・事業主が措置を選択する際、過半数組合等からの意見聴取の機会を設ける必要があります。
  - ・個別周知・意向確認の方法は、今後、省令により、面談や書面交付等とされる予定です。

#### ② 所定外労働の制限（残業免除）の対象が拡大されます

施行日：令和7年4月1日



#### ③ 育児のためのテレワークの導入が努力義務化されます

施行日：令和7年4月1日

- 3歳に満たない子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。

#### ④ 子の看護休暇が見直されます

施行日：令和7年4月1日

《改正前》	
【名称】	●「子の看護休暇」
【対象となる子の範囲】	●小学校就学の始期に達するまで
【取得事由】	●病気・けが ●予防接種・健康診断
【労使協定の締結により除外できる労働者】	(1)引き続き雇用された期間が6か月末満 (2)週の所定労働日数が2日以下

《改正後》	
【名称】	●「子の看護等休暇」
【範囲】	●小学校3年生修了までに延長
【事由】	●感染症に伴う学級閉鎖等 ●入園（学）式、卒園式を追加
【除外できる労働者】	(1)を撤廃し、(2)のみに (週の所定労働日数が2日以下)

⑤ 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮が事業主の義務になります

施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日

- 妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、**労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮**が事業主に義務づけられます。

・意向聴取の方法は、省令により、面談や書面の交付等とする予定です。

・具体的な配慮の例として、自社の状況に応じて、勤務時間帯・勤務地にかかる配置、業務量の調整、両立支援制度の利用期間等の見直し、労働条件の見直し等を指針で示す予定です。

さらに、配慮に当たって、望ましい対応として、

\*子に障害がある場合等で希望するときは、短時間勤務制度や子の看護等休暇等の利用可能期間を延長すること

\*ひとり親家庭の場合で希望するときは、子の看護等休暇等の付与日数に配慮すること等を指針で示す予定です。

⑥ 育児休業取得状況の公表義務が300人超の企業に拡大されます

施行日：令和7年4月1日

- 従業員数300人超の企業に、**育児休業等の取得の状況を公表**することが義務付けられます。

⑦ 介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置が事業主の義務になります

施行日：令和7年4月1日

- 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置  
(※面談・書面交付等による。詳細は省令。)

- 介護に直面する前の早い段階(40歳等)での両立支援制度等に関する情報提供

- 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい**雇用環境の整備**

(※研修、相談窓口設置等のいずれかを選択して措置。詳細は省令。)

- 要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるよう事業主に努力義務

- 介護休暇について、引き続き雇用された期間が6か月末満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止

## II：次世代育成支援対策推進法の改正ポイント

① 法律の有効期限が延長されました

施行日：公布の日（令和6年5月31日）

令和7年（2025年）3月31日までとなっていた法律の有効期限が、令和17年（2035年）3月31日までに延長されました。

・法律の期限延長にともない、くるみん認定期間も継続されますが、今後、省令により認定期間の一部を見直すこととしています。

② 育児休業取得等に関する状況把握・数値目標設定が義務付けられます

施行日：令和7年4月1日

従業員数100人超の企業は、一般事業主行動計画策定時に次のことが義務付けられます。（従業員数100人以下の企業は、努力義務の対象です。）

- 計画策定時の**育児休業取得状況**（※1）や**労働時間の状況**（※2）**把握等**（PDCAサイクルの実施）

- 育児休業取得状況（※1）や労働時間の状況（※2）に関する数値目標の設定

（※1）省令により、男性の育児休業等取得率とする予定です。

（※2）省令により、フルタイム労働者1人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数等とする予定です。

・一般事業主行動計画の内容を変更しようとする場合も同様に状況把握、数値目標の設定を行う必要があります。

・施行日以降に開始（又は内容変更）する行動計画から義務の対象となります。

## 東京労働局 仕事と育児・介護の両立支援制度等相談窓口

東京労働局 雇用環境・均等部指導課

電話 03-3512-1611

受付時間 8:30～17:15

最新の情報は東京労働局の特設  
ページでご確認ください。



## 《《 第18回 板橋青年技能者・技術者表彰のご案内 》》

「FINE WORKER」表彰の募集が始まりました。

東京商工会議所板橋支部の会員・非会員は問いません。

事業詳細・応募資格・応募方法等は同封のパンフレットまたは東京商工会議所板橋支部のホームページでご確認ください。

FINE WORKER

QRコード

【主催】東京商工会議所板橋支部  
「板橋ひとつづくり・ものづくり委員会」

【後援】板橋区／日刊工業新聞社／（公財）板橋区産業振興公社／（一社）板橋産業連合会

【協力】東京都立中央・城北職業能力開発センター板橋校／新河岸工業会／（一社）板橋中小企業診断士協会

FINE WORKER

QRコード

第18回板橋青年優秀技能者・技術者表彰

板橋の未来を担う青年技能者・技術者の  
ものづくりにかける想いを応援します！

最優秀賞  
10万円

募集期間：2024年8月1日～10月25日

板橋ファインワーカー 検索

主催：東京商工会議所板橋支部「板橋ひとつづくり・ものづくり委員会」  
後援：板橋区／日刊工業新聞社／（公財）板橋区産業振興公社／（一社）板橋産業連合会  
協力：東京都立中央・城北職業能力開発センター板橋校／新河岸工業会／（一社）板橋中小企業診断士協会

### 資料同封

18回を数える東京商工会議所板橋支部主催の『FINE WORKER』表彰の募集が始まりました。

商工会議所の会員・非会員は問いません。

事業詳細・応募資格・応募方法等は同封のパンフレットまたは東京商工会議所板橋支部のホームページでご確認ください。

## 《《 池袋労働基準協会主催 衛生推進者養成講習ほかのご案内 》》

〈一般社団法人 池袋労働基準協会〉

一般社団法人池袋労働基準協会では法定対応に向けた各種講習会を開催  
10月に開催される二つの事業で参加者を募集しています。

### ■ 衛生推進者養成講習

衛生推進者の選任は、常時10人以上50人未満の労働者を使用している一定の業種の事業場が対象です。  
開催日時：令和6年10月9日（水）詳しくはホームページをご覧ください。



### ■ 安全管理者選任時研修

安全管理者の選任は、常時50人以上の労働者を使用する一定の事業場が対象です。  
開催日時：令和6年10月15日（火）・16日（水）詳しくはホームページをご覧ください。  
問合せ （一社）池袋労働基準協会  
豊島区池袋 1-8-8 池袋労働基準協会ビル2階  
電話：03-3988-6344 FAX：03-3988-6366

池袋労働基準協会



## 《《 8月9日 子ども光科学教室を開催しました 》》

宇都宮大学オプティクス教育研究センターの大谷教授のご協力のもと、小学校5、6年生を対象とした子ども光科学教室を開催しました。当日は講義と各種実験を行い、最後はホログラム作成を行い。参加された全員に終了式にて未来博士号が授与されました。参加された皆さんには楽しそうに実験を行い、次回も参加したいとの声を多くいただきました。



## 《《《 板橋区簡易型 BCP 紹介セミナー（9月17日開催）のご案内 》》》

**無料**

板橋区簡易型BCP策定支援事業 防災・減災  
板橋区簡易型BCP紹介セミナー

もし大雨で近くの河川が氾濫したら?  
もしゲリラ豪雨で浸水したら?  
水害に強い会社を作りませんか

本セミナーでは、無料で簡単に短時間で策定できる板橋区簡易型BCPについて紹介いたします。セミナー終了後に板橋区簡易型BCPの申込受付も行います。今こそ防災・減災そして事業継続について考えてみませんか。地震・感染症・サイバー攻撃にも対応。皆さまのご参加をお待ちしています。

**日時** 2024年9月17日(火)16時～18時

**場所** 板橋区立企業活性化センター(第2研修室)  
板橋区舟渡1丁目13番10号 アイ・タワー2F



最寄り駅  
JR埼京線の浮間舟渡駅から徒歩3分

\*企業活性化センターには専用駐車場はありません。  
近隣の民間駐車場、駐輪場をご利用ください。

**内容** 第1部 リスクを知って、企業を強くしましょう  
第2部 簡易型BCP策定の模擬体験

**対象** 板橋区内の中小事業者

昨年のセミナー動画好評公開中! ぜひ以下のURL  
または右のQRコードよりご覧ください。  
<https://itabashi-kohsha.com/archives/23763>

(公財)板橋区産業振興公社  ITABASHI Quality

### 資料同封

〈公益財団法人 板橋区産業振興公社〉

自然災害など予期しないリスクへの備えは出来ていますか? BCP(事業継続計画)の策定については、災害が発生するたびにその重要性が問われています。また最近はBCP策定の有無が取引にも影響してきています。

板橋区産業振興公社では、製造業を中心に簡易型BCPの策定支援事業を展開しております。どのような業種でも対応いたします。是非、この機会にBCP策定に取り組むことをお勧めいたします。

板橋区簡易型BCPなら、貴社に合ったBCPを策定します。  
基礎知識ゼロでもOK!

BCPを専門とする中小企業診断士が個別訪問で支援します。  
参加費は無料です。感染症対策・サイバー攻撃対策も加えました。詳細は公社ホームページでご確認ください。

### ■お申し込み・お問い合わせ

公益財団法人板橋区産業振興公社

経営支援グループ

電話 03-3579-2175

FAX 03-3963-6441

e-mail : [ispc@itabashi.or.jp](mailto:ispc@itabashi.or.jp)



## 2024年 夏季一時金要求・妥結状況について（最終集計）

〈東京都産業労働局報道発表資料〉

東京都は例年、都内の1,000労働組合を対象に、夏季一時金要求・妥結状況を調査しています。このたび、最終集計結果（令和6年7月18日現在）がまとめましたので、お知らせします。

### 調査結果の特徴

#### ■ 平均妥結額は835,640円（2.55か月分相当）対前年比23,994円増（2.96%増）

- ✓ 既に妥結した労働組合のうち、前年妥結額と比較可能な378組合の平均妥結額は835,640円で、これは平均賃金（327,707円・40.8歳）の2.55か月分に相当します。同一労組の前年妥結額（811,646円）との比較では、23,994円増加（2.96%増）となりました。
- ✓ 産業別・業種別妥結金額の分析対象（5組合以上）となった26業種のうち、対前年比が最も高かったのは、「情報サービス」(+18.61%)、以下「宿泊業、飲食サービス業」(+17.20%)、「金融・保険業」(+12.41%)となっています。一方、対前年比が最も低かったのは、「その他運輸」(-27.88%)、続いて「私鉄・バス」(-11.52%)、「道路貨物運送」(-8.04%)となっています。

#### ■ 平均要求額は888,361円 対前年比41,510円増（4.90%増）

- ✓ 要求を出した労働組合のうち、前年要求額と比較可能な413組合の平均要求額は888,361円でした。同一労組の前年要求額（846,851円）との比較では、41,510円増加（4.90%増）となりました。

詳細情報は〈TOKYOはたらくネット〉ホームページで公開されています。



夏季一時金要求・妥結状況（最終集計）



## 産連ボウリング

恒例となります、会員同士の親睦を兼ねた板橋産連ボウリング大会を開催いたします。是非多くの会員様のご参加をお待ちしております。

資料同封

- ◆日 時 令和6年9月27日（金）  
18時30分～  
ゲーム終了後懇親会を予定（希望者のみ）
- ◆会 場 トミコシ高島平ボウル  
(板橋区高島平1-79-3)
- ◆募 集 10チーム（3名1チーム）  
※お申込順
- ◆参加費 2,000円（1名）  
※懇親会 3,000円（1名）  
※申込等詳細は同封の申込用紙またはホームページにてご確認ください。

## デラックスミルクチョコレートの販売予告

今年もこの季節がやってきました。

元坂下支部会員「日本チョコレート工業協同組合」様の特製デラックスミルクチョコレートのあっ旋販売を行います。

30枚入りのケース販売になります。小分け販売は出来かねますので、事業所単位で取りまとめのうえお申込みください。

※ご案内チラシは産連ニュース10月号に同封します。

※本品を再販するなどの行為は固くお断りします。

・申込期間 10月1日～売り切れ次第終了

・サイズ

1枚330g×30枚

・価格 39,000円（税込）

（1枚あたり1,300円）

原材料価格の高騰により

価格を変更しております。



## 理事会・専門委員会などの活動報告

### ● 第2回 事業委員会

開催日：8月27日 16:30～ 今後の事業プログラムについて協議・検討した。

### ● 第3回 総務委員会（仮称・経営委員会）

開催日：8月29日 16:15～ 支部の合同及び支部事業の情報共有化等について協議した。

### ● 令和6年度8月理事会

開催日：8月29日 17:00～ 定例報告のほか会の運営について意見交換を行った。

## 《《 これからの主な行事予定 》》

開催日	行 事	備 考
9月 5日	令和6年度 全国労働衛生週間説明会（監督署ほか主催）	としま産業振興プラザ
9月10日	板橋区交通安全協議会	板橋区役所
9月14日	第2回スポーツフェスティバルin板橋（後援事業）	小豆沢野球場ほか
9月27日	ボウリング大会	トミコシ高島平ボウル
10月 3日	厚生委員会	板橋産連会館会議室
10月 4日	広報委員会	板橋産連会館会議室

### ● 今後の事業予定は決まり次第、産連ニュース、産連ホームページでお知らせします。

《板橋産連ニュースは、板橋区中小企業活性化事業補助金を活用して発行しています。》